

## 葛巻町文化活動支援事業費補助金交付要綱

### (目的)

第1 本事業は、町民の自主的な生涯学習や文化活動の支援を行い、文化活動の活性化を図るとともに、町外からの文化サークル等の団体を誘致し活動を支援することで、交流人口の拡大による地域活性化を図ることを目的に、文化団体等が事業を行う場合に要する経費の一部に対し、予算の範囲内で、葛巻町補助金交付規則（昭和35年葛巻町規則第5号。以下「規則」という。）及びこの要綱により葛巻町文化活動支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付する。

### (定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 文化活動 営利を目的としない、美術（絵画、彫刻、工芸、書、写真、デザイン）、音楽（邦楽、洋楽、民謡）、演劇（伝統演劇、現代演劇、ミュージカル）、舞踊（邦舞、洋舞、浄土芸能）、文学（小説、詩歌、俳句、朗読）、映画、生活文化（展示会、販売会）、学習活動のほか、上記に関する調査研究活動をいう。
- (2) 文化団体等 主たる事務所または事務局を町内に置き、かつ代表者が町内に居住しており、1年以上継続して文化活動を行う、営利を目的としない5名以上で構成される団体をいう。
- (3) 文化サークル等の団体 町外に住所を有し、小学生、中学生、高校生、大学生及び社会人で構成する、1年以上継続して文化活動を行う、営利を目的としない5名以上で構成される団体をいう。

### (補助金の交付対象者)

第3 補助金の交付対象者は、次に掲げる者とする。

- (1) 文化団体等
- (2) 文化サークル等の団体
- (3) その他、前2号に準じ、町長が特に必要と認める者
- (4) 当該年度において、国、県又は町の類似する他の補助金等の交付を受けていない者

### (補助金の対象経費及び補助金の額)

第4 補助金の交付対象事業及び経費、補助金の額は、別表1及び別表2のとおりとする。

### (申請の変更)

第5 補助申請者は、交付決定の通知を受けた後の事情の変更により、交付申請者の内容または経費配分のうち次の各号に掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ様式第4号により変更承認申請書を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 総事業費の30パーセントを超える増減
- (2) 補助対象経費の区分毎に配分された額（ただし、各配分額の30パーセント以内の流用増減を除く）

(3) 補助事業の内容（ただし、補助事業の目的等に関係がない事業計画の細部の変更であると認める場合を除く。）

(4) 補助金額の増減を伴う変更

（申請の取り下げ）

第6 規則第8条第1項に規定する申請の取り下げ期日は、補助金の交付決定の通知を受領した日から起算して15日以内とする。

（提出書類及び提出期日）

第7 規則に定める書類及びこれに添付する書類並びに提出期日は、別表3のとおりとする。

（書類の整備等）

第8 補助対象者は、事業に係る収支を明らかにした書類を整備し、事業完了後5年間保存しなければならない。

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

別表 1 (第 4 関係)

補助対象事業	補助対象経費	補助金額
1 文化団体等が主催し開催する講演会や発表会、展示会、販売会などに要する経費。	(1) 謝礼 (2) 宿泊費 (3) 借上料 (4) 消耗品費 (5) 燃料費 (6) 保険料	左欄に掲げる総経費の 5 分の 4 に相当する額以内の額で、5 万円を上限とする。 ただし、千円未満は切り捨てとする。 なお、補助対象経費に係る詳細については、別表 2 のとおりとする。
2 文化団体等が、町外から団体や芸術家等を招聘し開催する発表会やコンサートなどに要する経費。	(1) 謝礼 (2) 宿泊費 (3) 借上料 (4) 消耗品費 (5) 燃料費 (6) 保険料	左欄に掲げる総経費の 5 分の 4 に相当する額以内の額で、10 万円を上限とする。 ただし、千円未満は切り捨てとする。 なお、補助対象経費に係る詳細については、別表 2 のとおりとする。
3 文化団体等が町外で行う文化活動に要する経費。	(1) 宿泊料 (2) 借上料	左欄に掲げる総経費の 5 分の 4 に相当する額以内の額で、10 万円を上限とする。 ただし、千円未満は切り捨てとする。 なお、補助対象経費に係る詳細については、別表 2 のとおりとする。
4 文化サークル等の団体が行う、文化活動で町内に宿泊を伴う際に要する経費。 ただし、町民向けの教室開催や町内イベントへの出演・出展を行うものとする。	(1) 宿泊料	宿泊日数に応じて下記金額を積み上げた額とする。 ただし、1 人あたり 13,500 円、1 団体あたり 50 万円を上限とする。 1 泊目 = 1,000 円 2 泊目 = 1,500 円 3 泊目 = 2,000 円 4 泊目 = 2,500 円 5 泊目 = 3,000 円 6 泊目 = 3,500 円 なお、補助対象経費に係る詳細については、別表 2 のとおりとする。

別表 2 (第 4 関係)

補助対象経費	内容
1 謝礼	(1) 講演会等の講師に支払うもので、町内の講師については 10,000 円を上限とする。 (2) 町外から講師、団体、芸術家を招聘する場合の謝礼については、概ね 30,000 円を上限とする。
2 宿泊料	(1) 町外から招聘した講師、団体、芸術家及び町外の文化サークル等の団体が町内の宿泊施設に宿泊する場合で、1 人 10,000 円を上限とする。 (2) 町外で行う文化活動の際の宿泊料で、概ね 1 人 10,000 円を上限とする。
3 借上料	(1) 町内で開催する講演会等の場合、会場借上料(使用料)を対象とする。 (2) 町外で行う文化活動の場合、移動に要する車両借上料を対象とする。
4 消耗品費	(1) 事業実施に必要な消耗品で、1 物品につき 30,000 円以内を対象とする。
5 燃料費	(1) 講演会等の会場で使用する暖房器機の燃料を対象とする。
6 保険料	(1) 全ての補助対象事業における主催者、参加者が加入する保険を対象とする。

別表 3 (第 7 関係)

条項	提出書類及び添付書類	様式	提出部数	提出期日
規則第 4 条の規定による書類	1 葛巻町文化活動支援事業費補助金交付申請書 2 事業計画書 3 収支予算書 4 活動実態を証明する書類 5 その他特に町長が必要と認める書類	様式第 1 号  様式第 2 号 様式第 3 号 任意様式 任意様式	1 部	事業開始の日から起算して20日前まで
規則第 6 条第 1 項第 1 号、第 2 号及び第 3 号の規定による書類	1 葛巻町文化活動支援事業費補助金変更(中止・廃止)承認申請書 2 事業計画書 3 収支予算書 4 その他特に町長が必要と認める書類	様式第 4 号  様式第 2 号 様式第 3 号 任意様式	1 部	変更(中止・廃止)の理由が生じた日から15日以内
規則第13条第 1 項の規定による書類	1 葛巻町文化活動支援事業費補助金請求書 2 事業実績書 3 収支決算書 4 補助金交付決定通知書の写し 5 事業に要した経費の請求書又は領収書の写し 6 その他特に町長が必要と認める書類	様式第 5 号  様式第 2 号 様式第 3 号 任意様式	1 部	事業完了の日から起算して30日以内